



## 巻頭言：法制審議会・家族法制部会委員に任命されました！

53号でもお伝えしたとおり、2020年2月10日、上川法務大臣が離婚後の子の養育に関わる家族法制の見直しを法制審議会に諮問しました。3月30日、家族法制部会第1回会議が開催され、別居親当事者・支援者の立場として、私が委員に任命されました。親子ネットが発足して13年目、共同養育支援議員連盟が発足して7年目、やっとの思いで民法改正の入口にたどり着くことができ、かつ、法改正の議論に公式に参加させていただけるようになったこと、気の引き締まる思いであります。

これも、長年、ご支援いただいた超党派議連をはじめとする国会議員のみなさま、法務省はじめ各省庁のみなさま、学識経験者、報道関係者のみなさまのお陰と心より感謝申し上げます。

### ■諮問に至った背景・経緯

法務省は、離婚後の養育に係わる国内外に様々な意見がある背景として、

①父母の離婚等を一要因として生ずる子どもの貧困の問題

②非監護親と子の交流の在り方といった子どもの福祉に関わる問題

③女性の社会進出、育児の在り方、国民意識の多様化といった社会情勢

があると言及しており、多様化を求める私たちの声平成23年の民法766条改正時の衆・参法務委員会での附帯決議、「骨太方針2020」などに反映され、法務大臣諮問を後押ししたものです。

これまで私たちが実践してきた議員の先生方向へのロビーイング、活動そのものを多く取り上げていただいたメディア関係者向けの活動に間違いはなかったと改めて感じており、各種活動に協力いただいた運営委員、会員みなさまに御礼を申し上げたいと思います。

### ■諮問内容そしてこれから

本年2月に諮問された内容（諮問第百十三号）は以下のとおりです。



-----  
父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

-----  
法務省は、2019年9月の家族法研究会発足前にも「同研究会での結論を受けて必要と判断すれば、法制審議会に諮問する」とコメントしており、諮問でも明らかに「見直す必要がある」と明言されています。つまり、これからの法制審議会での議論は「見直すか否かではなく」、「どのように見直すか」という観点で議論がスタートします。

3月の第1回会議において、学識経験者、法曹関係者など総勢24名の委員、12名の幹事の皆様方と本格的な議論が始まりましたが、委員・監事の皆様方の専門分野も多種多様です。

私は他の委員・監事の皆様と異なり、学識経験者でもない民間人ではありますが、別居親当事者のみなさまの声の代弁者として参画し、有用な議論、海外諸国から30年以上遅れた現行制度の変革に力を尽くしたいと思っております。

引き続き、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。（代表：武田典久）

## 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

## 親子ネット®

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール： [info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org) ホームページ： <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 3,000円

親子ネット口座 PayPay銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコメンカイコウリユウラジツゲンズルゼンコクネットワーク)

\*「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です



# 「あなたに逢いたくて」 第19弾



## 嘉田由紀子さん

1950年埼玉県本庄市生まれ。京都大学大学院、ウィスコンシン大学大学院修了。農学博士。1981年滋賀県庁入庁。2000年京都精華大学教授。2006年から滋賀県知事。2014年びわこ成蹊スポーツ大学学長。2019年から参議院議員

座右の銘は、忘己利他(もうこりた)己を忘れて他を利する。滋賀の偉人 比叡山の開祖伝教大師最澄の言葉です。

### 1. この問題に取り組むようになったきっかけを教えてください。

滋賀県知事時代、子どもの貧困対策に取り組むなかで、貧困の背景にはひとり親家庭の問題があることに気づきました。離婚後に単独親権とすることでひとり親として親子分断し、わざわざ貧困に追い込んでいる。子どもの不幸を民法がつくり出している。おかしいじゃないか、と思ったのです。また日本の子どもの幸せ度の低さも気になりました。どうも、離婚後の片親ロスのような問題も子どもの精神的苦しみの中に潜んでいるのではないかと。

私は元々社会学者で、アメリカに留学をしていたときは家族社会学を学んでいました。欧米に知人がたくさんいるのですが、離婚をしてもみんな共同養育を実践しています。なぜ日本だけが単独親権制度で、こんなに不自由なのかと疑問を感じ、同時に憤りを覚えました。

### 2. なぜ日本だけが世界の潮流から取り残されているのでしょうか？

歴史を振り返ると、もともと日本の男性は、子育てが大好きだったのです。明治初期に、日本を訪れた外国人は、日本の男性が嬉々として子どもを可愛がっていることに驚いていました。熱愛とも呼べるほど、家族で子どもを大事にしている。それが当時の人口の多くを占める農林水産業、自営業を営む家族の睦まじい姿だったのです。庶民の家族の姿です。ここでは長男子相続というような家制度の縛りは弱いのです。末子相続や姉家督（長子が女であっても跡取りとなる）など多様な家族の姿がありました。

しかし、明治以降、そこに軍国主義が入ってきました。

男を戦場に送り、女を銃後の守りとする政策のなかで、男尊女卑の家族意識を強くしていったのです。明治民法が、日本中の家族を武士家族のような家制度の基を仕立て上げていったのです。軍国主義による近代化の中でいびつになった明治民法が、令和のいまも生きています。かつて子どもは家の所有物で跡取りとしての役割を強要されましたが、いまは母親の所有物のように なっていません。

### 3. 共同親権制度の法制化の動きに反対する人たちもいますね。

母子家庭支援団体をはじめ、強く反対する人たちがいます。男性は養育費さえ払えばよい、面会交流など必要ない、といった声も聞かれます。なぜか。その理由の1つが、男女の性別役割分担意識をいびつな形で引きずりながら、強烈な被害者意識をもっていることではないでしょうか。反対派の代表とも言えるある女性は60年代の活動家です。また別の方は、かつて私が若い時「いずれ授かったら子どもを産みたい」と言ったら批判されました。子どもを産むことは性奴隷になることだという主張をする方もおられました。もちろん今も男女差別は残っています。でも女性はいつでも被害者なのではないでしょうか。私は、男性も男性としての役割を強要されるという差別を受けていると思います。「女性がガラスの天井に苦しめられているとしたら、男性はガラスの地下室に入れられている」と発言してもなかなか賛同は得られない。男性の家事育児参画、女性の社会経済参画、どちらも重要で、相互乗り入れをすべきなのですが、女性側の被害者意識が強すぎて、なかなかそれが広がりません。

共同親権になるとDVから逃げられないという主張もありますが、DVはDVとして厳しく扱うべきです。日本では、DV被害者の保護や加害者の更正プログラムの両方とも弱いことも原因です。

またアメリカでは1970年代から、男女役割の相互乗り入れが進んできました。当時、話題になった映画「クレイマー・クレイマー」は、まさに父子家庭の物語ですね。ところが日本の場合、明治民法で固定化された家制度がなかなか崩れない。戦後、男女平等となり、婚姻中は共同親権制度となって女性も親権をもてるようになりましたが、そこに歪みが生じ、子どもは家の所有物から母親の所有物のようになってしまいました。そして、母子密着が進みました。家制度の裏で、情愛で支えたのが母親の献身的な犠牲。その母子密着が甘えの構造をつくり、いまそれが裏目に出るような母子家庭が生まれているのではないのでしょうか。

#### 4. 政治はそこに、どんな支援をしてきたのでしょうか？

政治は残念ながらほとんど何もしていません。それどころか政権与党は、不幸な母子密着、家制度をむしろ補強してきました。1970年代に、政権与党が「男は外で働き、女性は子育て」という性別役割意識を強化し、専業主婦優遇税制を強化しました。これは女性優遇ではなく、むしろ女性差別政策だと私は思っています。「日本型福祉社会」を提唱していましたが、「母親が家にいないと温かい家庭が守れない」と共稼ぎを否定しました。私は1975年に長男を、79年に次男を授かりながら、仕事を続けてきました。温かい家庭とは真逆ですね（笑）。このように当時から与党政権は、男女役割分担を強烈に制度化したのです。男は外、女は内。男性の家事育児参画、女性の社会経済参画を妨げる制度ばかりをつくってきたのが政権与党です。

ちなみに私自身は、男性の家事育児参画、女性の社会経済参画を条件に結婚しました。夫は大学時代の二年先輩ですが、卒業後、霞ヶ関に入るというので大反対。

「霞ヶ関未亡人になるのは嫌だ」と主張し、働き方の自由度が高い学者になってもらいました。その代わりに、私も滋賀県の研究公務員として働き、男女相互乗り入れでやってきました。70年代には本当に珍しかったです。夫の母（姑）から「由紀子さん、孫を託児所に入れて働くなんて、嘉田家では許せません」と言われました。子どもを託児所に入れて女が稼ぐのは家風に合わない。そ

ういう差別がある時代でした。私の同級生はみんな専業主婦です。

では、その同じ時期に諸外国で何が起こっていたかというと、アメリカでは「クレイマー・クレイマー」。ノルウェーでは、1975年にはすでに女性の政治家を全体の3割にしようというクオータ（割り当て）制度ができていました。

日本ではいまだに政治の場面に女性が少ないです。ここにも男は外、女は内の価値観が現れていると思います。国会議員の産休制度ができたのは、橋本聖子さんの時ですよ。

#### 5. 日本は諸外国に比べ、30~40年も遅れをとっているのですね。

かつて農業が主な産業だった時代、日本社会は男も女も働いていました。高度成長期に専業主婦というものが生まれ、それが憧れの的になりました。国全体が豊かになり、一人稼ぎで家族が養えるようになったことはよかったのですが、それが女性の社会経済参画を妨げました。経済成長期に、欧米は女性も仕事の戦力にしました。とくに北欧は、人口が500万~1000万人程度と少ないので、女性も働かざるをえませんでした。日本は、女性が働かなくても国力が維持できたのですね。

私は結婚後すぐアメリカに留学して、子どもを身ごもりました。姑は当然専業主婦になれと言いましたが、私は仕事を続けたかったので、社会心理学の先生に相談しました。そこで「あなたはアチーブメント意識が高いから、専業主婦になったら子どもをスポイルしてしまう。子どものためにならない。あなたは働いてタックスペイヤー（納税者）になり、そのタックスで社会に子育てしてもらいなさい」と言われました。そのアドバイスがストンと腑に落ちました。



子の共同養育も、遅れているが、男女共同参画も、遅れている

## 6. 日本の社会のあり方をどこから変えていけばよいのでしょうか。

教育ですね。アメリカでは、小学校からディベート（討論）している。ああ、日本は勝てないわと思いました。でも、それが少しずつ変わりつつあります。家庭科の授業が「技術」と「家庭」で分かれていたのが一緒になったのは、だいたい30年前、1990年代初頭です。つまり、いま45歳より下の人たちは、男性も家庭科を学んでいるのです。家庭科教科書で子育てや高齢者介護について学んでいる。私は、そこが今回の共同親権制度の法制化に向けた一つの期待だと思っています。いまの若い人たちの価値観は、男は外、女は内というものから、男性も家事育児、女性も政治経済参画、あきらかに相互乗り入れの意識が強くなっている。

## 7. 政治の世界が昭和の価値観から脱却できていないのですね。

そうです。でも、私は滋賀県庁職員時代に、職場のコミュニケーションに意見を言いました。当時、1990年代ですが、琵琶湖博物館の建設計画に携わっていたのですが、その会議の場で、課長や部長が全然発言しない。私は子育て中でしたので、保育園のお迎えがあり、夜は帰る。翌日出勤したら、前日、会議で決まったはずのことが変わっている。聞けば、夜の飲み会で変えた。その時室長に訴えました。「会議で発言しないで、夜、コミュニケーションで決めるってどういうことですか。これでは、仕事しながら子育てできません」。その室長が理解のある人で、「嘉田さんの言う通りや」って言うてくれて、会議で決まったことを飲み会で変えないと約束してくれました。その人は私が知事になった時、副知事で支えて下さいました。お母さんも奥さんも仕事をしている環境で育った方で、女性の仕事を評価してくれていました。

## 8. 日本の政治や司法の世界は不可解なことばかりですね。子どもの連れ去り問題でも、はじめに連れ去ってもそれは誘拐ではないが、連れ去り返したら誘拐になるという司法の判断は理解に苦しみます。どうしてこんなことがまかり通っているのでしょうか。

奥深いところはよくわかりませんが、裁判官は前例踏襲意識が強いのでしょうね。裁判官の出世の条件は、年間に何件裁いたかだと聞いています。日本では裁判官の数が少なくご多忙なのだと思いますが、前例踏襲していれば、数がさばける。「夫のDV、妻の診断書、そして妻が今子どもと同居している」という事実を有利に

斟酌する「継続性の原則」。この3つが揃ったら、そのままトントンと親権者を妻と決めてしまう。子育ては当然女性でしょうと。「母性原則」も隠れているでしょう。でも、家族の形はひとつではないですね。家族のあり方はそれぞれ違う。子どもの意見も多様です。そんな事情をほとんど聞かないのがいまの裁判結果となっているのではないのでしょうか。

ただつい最近、2021年4月13日の参議院法務委員会では、最初の連れ去りも「現行法の上でも処罰の対象になりうる」という答弁を引き出しました。刑法224条の「未成年者略取誘拐罪」の保護法益には「被誘拐者の自由と安全」「監護権」の二点があり、これが侵された場合には「現行法の上でも処罰の対象になりうる」という答弁を法務省川原刑事局長と上川法務大臣と両方から引き出しました。今後の審判や裁判で是非とも活用してほしいと思います。

日本は知的階層やエリートが権力に迎合しがちです。高い地位と収入を得るべき資格があるのなら、そこはまさに「天下、国家のため、そして未来の子どものため」という判断をしてほしいですね。社会的権限を強くもつ人は、一番声のあげられない、立場の弱い人たちに、寄り添うべきなのです。自分でやれる人は放っておいていいと思います。一番声のあげられない、弱い立場の国民は子どもです。だから私は、滋賀県知事時代、子育て支援政策として、子どもが生まれる前、生まれた後、大人になるまでを全面的にサポートするために「子ども青少年局」をつくり、切れ目のない家族・子ども政策として行政支援をすすめました。

## 9. 共同親権制度の法制化に向けて活動をしている人たちに向けて、メッセージをお願いします。

知事時代、国会に行ったら、もう少し、本来の意味での「子どもの最善の利益」を柱にした筋道の通った議論ができるのでは、と期待をしていました。でも、いざ国会に来てみたら、すごい壁がありました。端的にいうと、法務当局の前例踏襲主義の強さです。「子どもの最善の利益」という言葉の内実を厳密に議論することなく、それだけを逃げ言葉にして、あとは「家族法研究会にお任せしています」「法制審議会におまかせしています」となる。法制審議会には法務省の民事担当の行政関係者もはいつている。第三者性や中立性が侵されている、と私は参議院の法務委員会で主張しています。お手盛り組織です。中立性はどこまで担保されているのかわからない。

しかも、共同親権制度の問題は社会的にも大変ナーバスで、共同親権賛成という国会議員選挙でも落選運動をされます。私も2019年の参議院選挙で、ネット上で落選運動をされました。永田町界隈でのロビーイングもきついです。もう一つの側面として、連れ去られたことを声として発信するのが難しかったということがあります。公に訴えても、「あなたがDVしたんじゃないの」という白い目で見られてしまいます。実際には、夫婦間のDVは夫から妻への暴力が26%、妻から夫への暴力が18%で、そんなに差があるわけではないのです。男性が被害を訴えにくいということを加味したら、多分同じくらいの割合だと思います。

女性も強くなっているのはいいことですが、あまりにもDVは男のものだと言いきる。世間の偏見ともいえる見方と現実のギャップが大きい。

さらには、明治以降、夫と妻が別れたら当然、子どもはどちらかの親が引き取るという単独親権だけが解決方法だと日本人は思い込まされています。先日、高校2年生の女の子からこんな話を聞きました。両親が離婚したが、お父さんも好き、お母さんも好き。だから週の半分はお父さん、残りの半分はお母さんと過ごしている。ところが、それを友だちから白い目で見られると言うのです。いまの高校生、こんな若い人たちまでが単独親権をふつうだと思っている。これは根が深いな、と愕然としました。家族の在り方の多様性を認めない社会は問題だと思います。

## 10. 共同親権制度の法制化への見通しについて教えてください。

法制審議会で議論が始まりましたが、まったく楽観できません。すでにメンバーからみて、共同親権反対が強いようです。残念ながら今の日本は子どもを大切にしない国です。毎年、20万人もの子どもが強制的にひとり親とされています。養育計画もなく簡単に離婚ができるのは先進国で日本だけです。未成年の子どものいる離婚に際しては、共同養育計画をつくることを義務化したいです。超党派の「共同養育議連」でも上川法務大臣に、この件も含んだ要望書をだしています。

弁護士は、共同養育計画の作成をサポートすることで収入が得られるようにする。「実子誘拐」のような連れ去りサポートで夫婦を分断するのではなく、ほうっておいたら割れてしまうものをくっつけるサポートを弁護士が担う。共同養育計画を作り、離婚後の親子交流や親子の

幸せづくりを弁護士や日弁連は支えてほしいと思います。養育計画書について、日米親権法の比較研究をしておられる山口亮子さんの著作に、アメリカワシントン州で養育計画書を義務づけたら、共同法的監護が27%から69%へとあがり、共同身上監護の割合が3%から20%に上がったということです。養育計画なしに、離婚後の子どもを経済的、精神的、社会的に放置するのは先進国では日本だけです。これは「国家による児童放置・児童虐待」だと私は強く訴えたいです。

ユニセフ（国連児童基金）が先進国の子どもの幸福度を調査したところ、日本の子どもの精神的幸福度は38か国中37位でした。世界の中でこんなにも低い順位であることに、私はショックを受けています。共同親権制度の法制化によって、少しでも不幸な子どもをなくしていきたいです。

### A. 参考資料

- ・嘉田由紀子『知事は何ができるのか』風媒社(2012)
  - ・嘉田由紀子『命をつなぐ政治を求めて』風媒社(2019)
  - ・池田良子『実子誘拐ビジネスの闇』飛鳥新社(2021)
  - ・三井マリ子「クオータ制発祥の国ノルウェー」『国際女性』No. 27(2013)
- [https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/27/1/27\\_69/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/27/1/27_69/_pdf)
- ・女性代議士第一号・園田天光が国会議員の産休制度を後押しした<https://books.bunshun.jp/articles/-/2872>
  - ・ユニセフ報告書「レポートカード16」先進国の子どもの幸福度をランキング日本の子どもの関する結果(2020/9)
- <https://www.unicef.or.jp/report/20200902.html>
- ・(内閣府男女共同参画局)男女間における暴力に関する調査(令和2年度調査)
  - ・日米親権法の比較研究(山口亮子著)120頁共同養育計画書
  - ・小田切紀子・町田隆司、『離婚と面会交流—子どもに寄り添う制度と支援』、金剛出版(2020)
  - ・R,A.ウオーシャック(著)、青木聡(翻訳)、『離婚毒一片親疎外という児童虐待』、文響社(2012)
  - ・野沢慎司、『ステップファミリー—子どもから見た離婚・再婚』集英社(2020年)
  - ・棚瀬一代『離婚で壊れる子どもたち—心理臨床家からの警告』光文社(2010年)



# 親子ネット結の会合同講演会 「共同養育・共同親権を求めて」



新時代の親子関係 ～離婚した親を持つ子どもの心

去年の暮れ、児童相談所への虐待相談件数が20万件という数字が出ました。去年はコロナ禍ということで集計の時期がずれ込みましたが、件数は年々増えています。同時に、通告件数も増えています。児童養護施設にいる子ども、約4万5000人ほどのうち、半数以上が被虐待児なのです。

日本小児科学会では、2016年に虐待で命を落とした子どもの数を350人ほどと推計を出しました。虐待による死亡事故の8割が3歳以下で、多くが0歳児。加害者で多いのは、実の母親です。ほぼ24時間体制で子育てをしていて、そのストレスが子どもに向いてしまうのです。夫婦で子育てしていても大変なのに、シングルマザーならなおさら。たまた内縁の夫が虐待をしたというニュースが流れますが、実際には、実親のほうがずっと多いのです。「しつけ」という大義名分を掲げて、暴力をふるわれる子どもがあとを断ちません。2018年に起こった目黒区の結愛ちゃんの事件。その翌年に起こった千葉県的心愛ちゃんの事件。どちらも、子どもたちは「しつけ」として暴力をふるわれ、亡くなっています。

私は、長年、虐待防止活動に取り組んできました。子どもへの体罰の禁止を法律で決めたのは、スウェーデンが世界で初めてですが、その後、多くの国があとに続いたにもかかわらず、日本ではそれがなかなか進みませんでした。虐待防止を強化することにはなりましたが、体罰禁止にまでは至らなかったのです。何人の子どもの命がなくなれば、国は動くのでしょうか。

日本にはまだ、子どもには手を上げてもいいと思っている人がたくさんいます。2017年にセーブ・ザ・チルドレンがアンケートをとったところ、7割の人が体罰を容認していました。そこをひっくり返すためには、署名活動が必要だと思いました。署名サイトをスタートしたところ、10日間で2万人の署名が集まりました。

2万人集まりましたので、関係各所にもっていきました。そこでようやく国が動き、ついに2020年4月、法改正



講演される高祖常子先生

が行われました。親による子どもへの体罰禁止が法律に明記されたのです。ガイドラインには「親以外のすべての人も含む」とか「肉体的な暴力だけでなく暴言も含む」などの要素が入り、より子どもの権利が守られることになっています。

いま、子どもの権利という言葉を使いました。実は、これが今日のテーマにつながっています。

『子どもの権利条約』の4つの柱は「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」です。この条約には、日本も1994年に批准しています。先ほど申し上げた虐待や体罰は、子どもの「生きる権利」や「守られる権利」を侵害しています。

離婚後の子どもの権利の問題は、「育つ権利」や「参加する権利」と密接にかかわっています。自分の考えや信じていることが守られること、自由に意見を言えること、それらが侵害されているケースがたくさんあります。親と子どもは別の人間なのですが、なかなかここを分けて考えにくいのです。夫婦に問題があったとしても、親は子どもの気持ちを尊重しなければなりません。

兵庫県明石市で作っているリーフレットでは、離婚に際して、子どもにきちんと話をすることの重要性を知らせています。もちろん、子どもの年齢や気持ちに配慮することは大切ですが、話をしないという選択肢はないのです。子どもにわかるように伝えることは、子どもを一人の人間として尊重することにつながります。同時に、あなたのせいではないと伝えてあげてください。

子どもは、親の離婚を自分のせいだと思ったりすることがあります。そこはぜひ、そうではないと伝え、子どもの気持ちや言いたいことを聞くべきです。また、子どもの前で、もう一人の親のことを悪く言わないことも大切です。

離婚は、子どもに大きな変化を強いることとなります。住む場所が変わり、学校が変わり、遊ぶ場所が変わり、友だちや保育園の先生、学校の先生などとの関係が切れてしまう場合もあります。そのことを忘れてはなりません。

子どもは同居親に同調するものです。親の気持ちをキャッチし、それに合わせて生きていくことは子どもの生きる術でもあります。それに甘えてはいけません。相手の悪口を一緒に言ったり、「会いたくない」と言ったりすることもあります。それは子どもの本当の気持ちなのか、考えてみるのが大切です。

以下、離婚に際しての子どもへの対応の注意点を羅列してみました。

- きちんと説明する。年齢に合わせて伝える。親の不在を「長期出張」とか「どこに行ったかわからない」などとごまかすのはダメ。
- 引越などをする場合、学校や友だちなどのお別れの時間をつくる。いきなり連れ去るのはダメ。
- 子どもの気持ちをよく聞く。同居親ももちろんだが、祖父母やママ・パパ友などの力も借りる。



**講演の後座談会が行われました。右から、石垣先生、高祖先生、武田代表、松野弁護士、川井結の会代表、竹村前目黒区議**

こうした対応ができるために、親も周囲に支えてもらう必要があります。

- 保育園や子育て支援、行政のサポートなどを上手に利用する。
- 同居親は養育費をもらう。別居親は養育費を支払う。
- 本音を話せる親、友だち、専門職の人などを見つける。
- 各種手当てや助成金などの情報を得る。

子ども1人を育てるのに村人全員が必要という意味の、アフリカのことわざがあります。いろいろな人の力を借りて、子どもを育てていきましょう。子育てには、受援力（援助を受ける力）も必要なのです。

離婚を親子の別れにしないことが大切です。会いたくないと言われても、会いたいと言い続けることでメッセージは伝わります。自分を思ってくれている親がいるということは、子どもの大きな力になります。

離婚後も別居している親が子どもの養育にかかわることが新しい価値観になりつつあります。いろいろな人に応援されて育っているということを子どもが実感できることが子どもの育ちを支えます。子どもの笑顔を守っていきましょう。

## ◆手帳にメモして

### ■親子ネット講演会

〈日時〉2021年6月5日(土)  
開演13:30～17:00

〈場所〉未定  
〈参加費〉会場2,000円Zoom1,500円(予定)  
〈内容〉(詳細はホームページを参照ください)

現在共同養育・共同親権に関わる国家賠償請求が7本近く行われています。それらの訴訟を担っている弁護士らによる講演会及び座談会を予定しております。

### ■親子ネット定例会

〈日時〉2021年5月15日(土) 14:00-17:00  
〈場所〉高田第二区民集会所 2階 会議室2  
〈アクセス〉高田馬場駅徒歩4分  
〈参加費〉無料

〈注意〉passmarketによる事前申し込みが必要です。操作が難しい方は別途会場までご連絡ください。

### ■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。

〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)

〈問合せ〉Mail:kodomokenri@gmail.com  
電話:050-3468-3743

### ■親子ネット新潟

〈個別相談等〉随時受け付けております。  
〈定例会〉定期的に開催中(アメブロとTwitterにて記載中)

<https://ameblo.jp/oyakonetn/>

〈問合せ〉oyakonet\_niigata@yahoo.co.jp

### ■当事者女性の親睦会

奇数月の最後の土曜日に開催しています。

〈日時〉2021年5月29日(土)14:00-17:00  
〈場所〉未定(東京都区内)

初めて参加を希望の方は、問い合わせのアドレスまでメールにてお知らせ下さい。

※参加は女性のみとなります。

〈参加費〉会場代を参加者の人数で割ります。参加予約は不要です、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。

詳細は、HPを参照ください。

<https://bit.ly/336xtAL>

〈問合せ〉Mail: joshikai2019@yahoo.co.jp

### ■くにたち子どもとの交流を求める親の会 定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日19:30～  
〈場所〉国立市東4-19-15椿荘102スペースF

〈アクセス〉「JR国立駅」南口より「矢川駅」行きバス、「国立高校前」下車徒歩5分

〈問合せ〉090-4964-1080(担当植野)

※詳細は、Facebookページをご覧ください。  
(<https://b-m.facebook.com/kunitachivisitation>)

### ■子どもに会いたい親のサポート交流会(親サポの会)

〈自助活動〉奇数月第4火曜日19:00～21:00  
〈場所〉(東京都新宿区西新宿7-7-23

トミービル11階

予約は不要です。直接お越しください。

〈参加費〉1,000円

※詳細は、親サポの会ホームページ(<https://kyoudouyouiku.jimdo.com/>)に掲載されるご案内をご覧ください。

### ■一般社団法人りむすび

〈個別相談・面会交流サポート〉共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。

〈講演・講師〉行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。

〈りむすびコミュニティ〉別居離婚パパママの相互理解を深めるコミュニティです。

〈共同養育各種講座〉1名より随時開催します(zoom可)

〈問い合わせ〉rimusubi@gmail.com

※詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.rimusubi.com>

## ◆マスコミ

2021年1月20日 産経新聞

違和感を覚える養育費強制徴収の動き 結婚が破綻…そこに潜む法律の“罠”4

2021年2月13日 AERA.dot

【実録】「子の連れ去り」をめぐる夫婦それぞれの言い分 <妻編>

【実録】「子の連れ去り」をめぐる夫婦それぞれの言い分 <夫編>

2021年2月21日 京都新聞

社説:民法の親子 見直しに弱い立場の声を

2021年2月21日 東京新聞

別居親 学校で面会交流

2021年3月13日 日経新聞

親離婚で経済苦4割 20～30代 法務省、法整備検討へ初調査

2021年3月16日 共同通信

「親権」表記見直し提案 家族法研究会 子に権利 親は「責務」

2021年3月17日 神奈川新聞

親権、子どもの視点で 立民・真山氏、選択的親権制度を提案

2021年3月27日 Yahooニュースオリジナル

親権をもてなかつた母親への冷たい視線——子どもと別居する苦しさ葛藤

2021年3月28日 日本経済新聞

離婚しても子育てに関わりたい 共同親権、議論の行方は

2021年3月29日 日本経済新聞

離婚後も子に会いたい 共同親権の是非議論

2021年3月30日 NHK、時事通信

離婚後の子どもの養育めぐる課題解消に向け法制審で議論始まる

2021年3月31日 日本経済新聞、NHK、東京新聞他

孫の養育、祖母の監護申し立て認めず 最高裁判判断

2021年4月1日 東京新聞

「共同親権は『子の利益』を第一に、養育費や面会交流の取り決め必要」 二宮周平・立命館大教授

2021年4月2日 デイリースポーツ

引退の橋本八段が動画で衝撃告白 妻が子を「連れ去りました」…反響覚悟

2021年4月12日 デイリー新潮

「橋本崇戴」八段インタビュー「なぜ“連れ去り”で将棋を引退したのか、全てお話しします」

## ◆住所変更時のお願い

✓ ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。  
Mail: info@oyakonet.org

## ◆編集後記

嘉田議員の話を聞いて耳を疑った。江戸時代、日本人は外国人が驚くほど、子どもをかわいがっていたという。その国はいま離婚による子の連れ去りが常態化している。世界は共同親権が主流、「子どもファースト」で面会交流を進めているが、この国では裁判官や弁護士が親子の断絶を進めている▽監護者指定の審判を申し立てたことがある。相手方について「人権派」弁護士は、多額の金銭と引き換えに監護権を譲ると真顔で和解を持ちかけた▽別居中、子は相手方に暴力やネグレクトを受けていた。調査官調査で「お父さんと暮らしたい」と話したが、裁判官はこれを無視。「継続性の原則」を盾に「相手方が監護を続けるのがふさわしい」と心証開示した▽だが、仕事一筋の相手方に監護は重荷だったのか。最後になって「子を無条件で引き渡す」と言いだした。想定外の申し出に裁判官の口が、竹輪の穴のようにぼかんと開いていた▽「知」という字は、やまいだれがつくと「痴」になる。先人は「知性」もおかしく使えば「痴」になると戒めたのだから▽言語明瞭意味不明。空疎な理由をつけて親子を引き裂く「大人ファースト」の痴的な裁判官や弁護士が多すぎる。大岡越前守が生きていたら、連れ去り親をどう裁くのか。(大)

## ◆引き離し54号・編集委員

### ■親子ネット運営委員等(五十音順)

大志摩龍雄、上條 まゆみ、酒井 敦、佐々木 昇、篠田 裕美、高倉 ゆうと

## 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: [info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org) ホームページ: <http://oyakonet.org>